

不老山総合公園利用規則

次に掲げる行為及び類似する行為は禁止されます。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自転車又は自動車等を乗り入れ、又は駐車させること。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。
- (9) 公園内全域へペットを同伴、または連れて入場すること。

次に掲げる行為等は許可が必要です。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

ご利用されるすべての方に快適に過ごしていただけるように、公園内では下記のことにご協力ください。

● 火気使用の禁止

公園内での火気の使用や花火等の利用は、禁止させていただきます。（バーベキュー広場におけるバーベキュー目的での火気使用のみ可）

● ごみの処分について

公園内でのごみは持ち帰りをお願いします。

● 遊具での事故防止について

遊具の安全管理には万全をつくしていますが、ご利用していただく皆様も軽快な服装と運動靴の着用等にご協力をお願いします。

また、小さなお子さまには、保護者の方が責任をもって遊ばせていただきますようお願いいたします。

● ペットの同伴および入場の禁止について

過去に園内でペット（犬）がお子さまを追い回すなどの事例が発生しました。小さなお子さまや全ての来場者の安全を第一に考えた対策ですので、ご理解とご協力をお願いします。